

市外地域密着型サービス事業所の指定更新について①
 (認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護)

資料2-1

1 事業者・事業所の概要

項目		事業者・申請者の内容
申請者	名称	株式会社あすなるホーム
	所在地	埼玉県さいたま市浦和区常盤5-2-18
	代表者氏名	代表取締役 長谷川 充
事業所	名称	あすなるホーム幸手
	事業所番号	1176100285
	所在地	埼玉県幸手市南3-23-30
	利用定員	18人(1ユニット9人)
	事業開始年月日	平成18年4月1日
	管理者氏名	猪野 善美

2 法令基準の確認状況(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

確認項目	確認事項	確認状況	関係法令	適否	
人員基準	介護従業者	(1) 共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯にサービスの提供に当たる介護従事者を、常勤換算法で、利用者の数が3又は端数を増すごとに1以上配置しているか。	1以上配置 (勤務形態一覧表にて確認)	第90条第1項	適
		(2) 共同生活住居ごとに、介護従業者のうち、1人以上は常勤の者としているか。	各7人ずつ配置 (勤務形態一覧表にて確認)	第90条第3項	適
		(3) 共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上配置しているか。	1以上配置 (勤務形態一覧表にて確認)	第90条第1項	適
	計画作成担当者	(1) 専従の計画作成担当者を事業所に配置しているか。ただし、計画作成業務に支障がないときは他の職務を兼ねることができる。	2人配置 (勤務形態一覧表にて確認)	第90条第5項	適
		(2) 計画作成担当者のうち1人以上は、介護支援専門員となっているか。	1人介護支援専門員 (介護支援専門員証にて確認)	第90条第7項	適
		(3) 認知症介護実務者研修(基礎課程)又は認知症介護実践研修(実践者研修)を修了しているか。	認知症介護実践研修(実践者研修)修了 (修了証書にて確認)	第90条第6項	適
	管理者	(1) 共同生活住居ごとに常勤専従の管理者を配置しているか。ただし、管理業務に支障がないときは、他の職務、又は同一敷地内にある他の施設等の職務に従事することができる。	常勤専従にて配置 (勤務形態一覧表にて確認)	第91条第1項	適
		(2) 認知症対応型サービス事業管理者研修を修了しているか。	修了 (修了証書にて確認)	第91条第3項	適
	設備基準	共同生活住居	(1) 事業所は、3つまでの共同生活住居を有しているか。	2ユニット (記載事項にて確認)	第93条第1項
(2) 共同生活住居ごとの入居定員は、5人以上9人以下となっているか。			9人 (記載事項にて確認)	第93条第2項	適
(3) 居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備、その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。			設けている (平面図にて確認)	第93条第2項	適
居室		(1) 1つの居室の定員は、1人となっているか。	1人 (記載事項にて確認)	第93条第3項	適
		(2) 1つの居室の床面積は、7.43㎡以上になっているか。	15㎡ (平面図にて確認)	第93条第4項	適
運営基準	運営規程	(1) 下記に掲げる内容について、運営規程の中に定められているか。 ①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③利用定員 ④事業の内容及び利用料金その他の費用額 ⑤入居にあたっての留意事項 ⑥非常災害対策 ⑦虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧その他運営に関する重要事項	定められている (運営規程にて確認)	第102条	適
	勤務体制の確保等	(2) 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務体制を定めているか。	定めている (勤務形態一覧表にて確認)	第103条第1項	適

※省令・・・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)